

運営推進会議



介護保険法の改正により、平成18年4月から、介護保険で利用できる地域密着型サービスのうち、一部のサービスを提供する事業所に、運営推進会議の実施が義務付けられました。

地域住民の皆様にも、事業所より、出席のお願いがあると思いますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 目的

利用者や家族、地域住民の代表者などに、その事業所が提供している介護サービスの内容などを明らかにします。

◎事業所自らが設置、開催します。

①地域に開かれたサービス

②サービスの質の確保

を図ります。



2 構成員（出席者）

利用者、家族、地域住民の代表者（自治会の代表、民生委員、老人クラブなどの代表者）、地域を管轄するあんしんケアセンターの職員、そのサービスに知見を有する人など

◎事業所から、直接、出席のお願いがあります。また、この他の方も、参加は可能です。

3 対象サービス事業所

小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム

◎これら事業所は、地域の一員として、地域に溶け込み、その役割を果たすことが求められています。

◎事業所は、地域の皆様のお知恵、お力をお借りしながら、サービスの質の向上に努めます。

◎また、積上げてきた認知症ケアの知識や経験を、地域の皆さんに伝えるなど、地域と事業所が、相互に、支えあう関係を形成することを目指します。



4 会議の内容

出席者は、その事業所が実施しているサービスの内容の報告を受け、その内容に、率直な意見をしたり、必要な要望や、助言等を自由にすることが出来ます。

◎概ね2ヶ月に1回程度、開催されることとなりますが、できる範囲でのご参加、ご協力をお願いします。

◎会議の中では、提供しているサービスの内容や、地域の行事への参加、外部評価の報告や、防災訓練等について報告があります。

◎会議と言っても、堅苦しく考えなくて結構です。率直に意見を交換してください。



千葉市

制度について

高齢施設課

TEL 043-245-5256

問合せ先

個別の会議について

各事業所に、直接、お問合せ下さい。



地域密着型サービスとは…

- ◎住みなれた地域での生活を支えるため、身近な市町村単位で提供される介護保険サービスです。
- ◎原則として、千葉市民が利用することになります。
- ◎特徴は、①在宅サービスを手厚く、②認知症ケアに対応、③地域（コミュニティ）での支援、です。
- ◎代表的なサービスは、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護です。

